

災害等準備金取崩金運用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山口県共同募金会 災害支援制度運営規程第2条の規定により積み立てられた準備金で当初に積み立てた日の属する年度の翌々翌年度末を経過して取り崩された準備金取崩金の運用について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 この取崩金は、社会福祉の推進に寄与するもので、次に掲げる事業を助成の対象とする。

- (1) 緊急性が高く、至急支援を必要とする事業
- (2) 緊急に支援することにより、より高い事業効果が得られると判断される事業
- (3) その他社会福祉の推進に必要と認める事業

(助成基準)

第3条 この取崩金の助成基準は、山口県共同募金会助成要綱7(1)に定める助成基準に準ずるものとする。

(助成の申込み)

第4条 この取崩金の助成を受けようとする者は、別に定める様式による助成申込書を共同募金委員会を經由して本会に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 この取崩金の助成は、助成申込書の内容が第2条に規定する事業に該当するかどうかについて、配分委員会で調査・審議しその承認を得て会長が決定する。

2 前項の規定により助成の決定をしたときは、直近の理事会及び評議員会に報告するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、当該事業終了後に助成を受ける者の請求により交付する。

(使途の変更禁止等)

第7条 助成金は、指定された事業以外に使用してはならない。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第8条 助成を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成事業を中止したとき。
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき。
- (3) その他、本会の指示に反し、不相当と認めたとき。

(助成金の使用年度)

第9条 助成金の使用年度は、当該助成金の申込年度とする。

(取崩金の管理及び運営)

第10条 この取崩金の管理及び運営は、一般会計の中で行い、収支の状況を明確にしておかなければならない。

(監 査)

第11条 助成を受ける者に対する監査は、当該助成金の使途に関係のある範囲で行うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年5月25日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年9月14日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年9月19日から施行する。